

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成24年11月13日（火）

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成 2 4 年 1 1 月 1 3 日		開 会
		午前 9 時 3 0 分
		閉 会
		午前 1 1 時 5 7 分
出席者	委員	小 林 倫 明 大 田 浩 栄 裕 明 大 崎 秀 治 小野沢 耕一 阿 部 善 博 △森 繁 之 ○沼 倉 孝 太 小 池 義 和 小 林 正 明
	議員	議長 中 村 昌 治 副議長 野 元 好 美 オブザーバー 市 川 圭 五十嵐 千 代 白 井 貴 彦
欠席者	な し	
説明のため の出席者	な し	
事務局 職 員	佐藤議会事務局長 河本議事課長 小宮同課担当課長 川端同課副主幹 竹下同課主査 北野同課主査 平本議会総務課担当課長 渋谷政策調査課長	

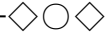
協議事項	平成24年相模原市議会12月定例会の運営について (1) 会期 (2) 会議開催日 (3) 代表質問・個人質疑通告期限 (4) 一般質問通告期限 (5) 議事日程 (6) 一般質問通告者数、順位について (7) その他 ① 部会の開催について ② 議員派遣の議決について ③ 3月定例会会議日予定（仮案）について 意見書について 議会改革等に関する検討会中間報告について 議会だより第180号の編集内容について その他
傍聴者	なし
署名	委員長 沼 倉 孝 太

午前9時30分 開会

○沼倉委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は10名で定足数に達している。

これより日程に入る。



平成24年相模原市議会12月定例会の運営について

○沼倉委員長 12月定例会の運営についてを議題とする。

資料について、事務局から説明させる。

事務局長。

○佐藤議会事務局長 それでは、12月定例会の仮案について説明する。資料1をごらんいただきたい。

11月19日を初日として12月20日まで、会期32日間である。本会議、委員会等について説明する。11月19日、本会議初日だが、条例、事件、補正予算、それから諮問第1号ということで、初めての案件かと思う。この件については、後ほど細かく説明させてもらう。それから、28日は代表質問・個人質疑である。29日は予備日である。11月19日の本会議終了後に、総務委員会を開催して、諮問第1号を審議してもらいたいと考えている。代表質問・個人質疑が終わった後に、総務委員会の委員長報告、採決までお願いしたい。それから、人事の案件と市選挙管理委員会委員の選挙である。それから、12月17、18、19日が一般質問、20日が最終日である。委員会については、11月19日の総務委員会のほかに、12月3日から7日まで、各常任委員会を開催させてもらう予定になっている。備考欄だが、代表質問・個人質疑については、本会議初日の翌日、11月20日午後5時が通告期限である。それから、各常任委員会の上に、文教部会を除く各4部会の開催をお願いしたいと考えている。それから、一般質問の通告期限が12月10日午後3時である。欄外にあるように、12月定例会のための議会だよりの議会運営委員会を1月21日午前9時30分から開催を予定している。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 引き続いて、議事日程について説明させてもらう。

資料2をごらんいただきたい。

1 2月定例会付議事件一覧だが、議案が64件、諮問1件、報告4件、合計69件で、議案の内訳は資料に記載のとおりである。条例の多くは一括法関連のものである。また、諮問案件については、後ほど説明するが、簡単に言うと、懲戒免職処分を受けた職員による退職金の未支給に関する異議申し立てに関するものである。そのほか、付議予定案件として、条例が2件、人事案件が4件予定されている。そのほか、議員提出議案が1件ということで、議会事務局設置に関する条例の一部改正を予定している。これも後ほど説明させてもらう。

1 ページ目をごらんいただきたい。

議案第114号相模原市職員定数条例の一部を改正する条例については、新たな行政課題への的確に対応し、効率的な行政運営を推進するために職員定数の改正を行うもので、職員定数を30名ふやして、4,620名とするものである。

また、2の定数の特例ということで、定数外とすることができる職員についても定めたものである。

議案第115号相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、主に週3日以上勤務する非常勤特別職職員の通勤に要する費用を支給するための規定の追加と市外に住所を有する非常勤特別職職員が会議等に参加する場合の費用弁償の算定の規定を改正するものである。

2 ページ、議案第116号相模原市行政組織条例の一部を改正する条例についてだが、行政組織の局の廃止、設置にかかわるもので、1つは、企画市民局を廃止して企画財政局、市民局を設置するもので、2つ目に、今ある危機管理室を廃止して、危機管理局を設置するものである。

議案第117号相模原市公共施設保全等基金条例については、公共施設の保全及び活用を図る事業の財源とするため基金を設置するもので、学校法人シュタイナー学園へ旧吉野小学校を有償貸与しているが、これに伴って、吉野小学校に係る国庫補助金の残存価値について、国に納付する必要があるが、残存価値以上の額を教育施設の修繕等の財源に充てる等、基金に積み立てた場合は、国への残存価値分の補助金の返還が免除されること

から基金を設置するものである。基金については、１２月補正で積み立てを予定すると伺っている。

議案第１１８号相模原市市税条例の一部を改正する条例については、地方税に関する処分のうち、執行猶予等の申請を拒否する場合には、その理由を示すことが義務づけられているが、税制改正大綱において、地方自治体への一律の義務づけはしないこととなったが、本市においては、これまでと同様に、処分の理由を示すこととするもので、行政手続条例の改正を行うものである。そのほか、ＮＰＯ法人の行う特定非営利活動にかかわる事業に関連する寄附金について、個人の市民税の控除対象とするよう、規定の改正を行うものである。

議案第１１９号個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例については、議案第１１８号にも関連するものだが、個人の市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人及び当該特定非営利活動法人が寄附金を受け入れる期間について定めるもので、表に示された４法人が該当するものである。今後に当たっては、６月、１２月定例会の２回で改正条例を提出していく予定と伺っている。

３ページ、議案第１２０号相模原市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、国民健康保険税の税率の改正、具体的には、均等割額及び平等割額を据え置いて、所得割額のみ改正し、値上げを行うものである。加えて、減免に係る規定、行政手続条例の適用除外に係る規定の改正、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に係る規定の追加を行うものである。

議案第１２１号相模原市立保育所設置条例の一部を改正する条例については、老朽化した与瀬保育園の移転に伴い、位置の変更を行うもので、この案件は後ほど説明する議案第１６１号にも関連してくるが、同じく老朽化した相模湖幼稚園についても移転して、保育園と幼稚園の合築方式によって建設を行うものである。施設の概要については、表に示したとおりである。

議案第１２２号から７ページ下段の議案第１４５号までは、健康福祉局所管の一括関連議案である。これについては、お手元に、参考資料その１

ということで議案を抜き出させてもらっている。

議案第１２２号相模原市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例については、表の真ん中、左寄りにある基準となる政省令に基づいて、今回、市の条例を定めるが、もとになる政省令に加えて、本市で独自に基準を定めるものが説明欄の右端の独自基準というものである。ほかの基準も含めて、後でござんいただければと思うが、主に、暴力団排除に関する規定が市独自で加える規定ということで、共通して入ってくる。これらの議案に関しては、共通する案件があるので、今後、調整させてもらった上で、必要に応じて、一括審査とさせてもらえればと思っている。

以上で、健康福祉局関係の説明を終わらせてもらう。

８ページをござんいただきたい。議案第１４６号相模原市地球温暖化対策推進条例については、地球温暖化対策を推進するために、地球温暖化対策の基本となる事項について所要の定めをするものである。

議案第１４７号相模原市都市公園条例の一部を改正する条例についても一括法関連の議案だが、住民１人当たりの都市公園の敷地面積の標準、都市公園の配置及び規模の基準、公園施設の設置基準並びに都市公園移動等円滑化基準に関する規定の追加を行うものである。

議案第１４８号相模原市道路占用料徴収条例の一部改正については、固定資産税評価額の変動に伴う道路占用料の額の改定を行い、また、道路法施行令の改正に伴い、オープンカフェ等の食事施設等も占用許可の対象とするものである。

議案第１４９号相模原市下水道事業の設置等に関する条例については、下水道事業を設置して、地方公営企業法を適用することに伴い、同事業の設置等について所要の定めをするものである。

議案第１５０号相模原市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第１５１号相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例については、津久井町、相模湖町、藤野町の編入に伴う負担金及び分担金の額の経過措置について、合併後５年をめどに相模原市の制度に統合するという合併協議会の決定に基づき、旧市の額に統合するためのものである。なお、城山町については、既に統合済みである。

議案第 1 5 2 号相模原市公共下水道使用料徴収条例の一部を改正する条例について、9 ページの議案第 1 5 3 号相模原市農業集落排水処理施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第 1 5 4 号相模原市高度処理型浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についても、公共下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、高度処理型浄化槽使用料、それぞれの額の改定を行うもので、一括の審査を予定している。

議案第 1 5 5 号から 1 0 ページの議案第 1 6 0 号までは、都市建設局関連の一括法関連議案になる。これについては、後ほど、先ほどの参考資料 1 をごらんいただければと思う。

議案第 1 6 1 号相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例については、先ほど説明した議案第 1 2 1 号の与瀬保育園の移転に関するもので、相模湖幼稚園の移転に伴って、位置の変更を行うものである。なお、議案第 1 6 1 号、幼稚園の移転に関するものは文教委員会、先ほどの議案第 1 2 1 号、保育園にかかわるものは民生委員会への付託でお願いできればと思う。

議案第 1 6 2 号工事請負契約についてだが、津久井クリーンセンターし尿処理施設建設工事にかかわるもので、契約金額が 1 2 億 7 5 0 万円で、契約の相手方は、アタカ大機株式会社東京本社である。老朽化した施設の建てかえ整備を行うもので、履行期限については、平成 2 4 年度から平成 2 7 年度の継続事業になっている。完成後には、東清掃事業所は廃止となる。この議案と次の議案第 1 6 3 号は、高度な技術が必要とされることから、コンサルの提案に基づいて、市が作成した発注仕様書に適合する技術資料を提出した業者を指名する公募型指名競争入札を導入して、入札を行ったと伺っている。

1 1 ページの議案第 1 6 3 号工事請負契約については、一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設建設工事にかかわるもので、契約金額は 7 億 3, 5 0 0 万円である。契約の相手方は、アタカ大機株式会社東京本社である。議案第 1 6 2 号と同じく、老朽化した施設の建てかえ整備を行うもので、平成 2 4 年から平成 2 6 年度の継続事業となる。

議案第 1 6 4 号から議案第 1 6 7 号は、境界変更にかかわるものである。
議案第 1 6 4 号神奈川県及び東京都の境界にわたる相模原市と町田市と

の境界変更については、境川の改修に伴って、両市の境界を変更することについて、総務大臣に申請するものである。変更区域は資料に示しており、平成２５年１２月１日に効力発生を予定するものである。

議案第１６５号相模原市と町田市との境界変更に伴う財産処分に関する協議についてだが、１については、表があるが、町田市が所有する土地で、境界変更後、相模原市に帰属するものである。

２については、表があるが、町田市が所有する相模原市内の土地で、町田市に編入後も町田市所在となるものである。

議案第１６６号住居表示の市街地区域についてだが、境界変更に伴って、町田市から編入される区域について、住居表示を実施するため、市街地区域として定めるものである。

議案第１６７号町の区域の変更については、境界変更に伴って、町田市から編入される区域について、町の区域を変更するに伴って、表中右側の町田市の区域が左の欄の相模原市の区域に編入されるものである。

議案第１６８号から１３ページの議案第１７１号までは指定管理者の指定に関するもので、議案第１６８号指定管理者の指定については、相模原市立市民・大学交流センターの管理を公益社団法人相模原・町田大学地域コンソーシアムに行わせるもので、指定の期間については、これが初めての指定となることから３年間となる。

議案第１６９号指定管理者の指定については、相模原市立あじさい会館緑分室の指定管理を社会福祉法人相模原市社会福祉協議会に行わせるもので、指定の期間は平成２５年３月１８日から平成２６年３月３１日までということで、平成２６年４月以降については、同様の施設をまとめた形で選考を行うと伺っている。

議案第１７０号指定管理者の指定については、相模原市立南障害者地域活動支援センターの指定管理を特定非営利活動法人エヌピーオーかむに行わせるもので、指定の期間は、２回目の指定となることから５年間となる。

議案第１７１号指定管理者の指定については、相模大野駅西側自動車駐車場の指定管理を都市整備公社、株式会社ギオン、野村ビルマネジメント株式会社の３社のＪＶである都市整備公社グループに行わせるもので、指定期間は平成２５年３月１１日から平成２７年３月３１日までとなってお

り、平成27年4月以降については、南区周辺の駐車場と合わせた形で選考を行うと伺っている。

議案第172号当せん金付証票の発売限度額についてだが、平成25年度における公共事業等の費用の財源に充てるための当せん金付証票を発売するに当たって、その発売限度額を定める必要があるため、当せん金付証票法の規定により提案するもので、発売限度額を本年度と同様の45億円とするものである。

議案第173号から議案第177号は補正予算で、議案第173号平成24年度相模原市一般会計補正予算（第4号）は、補正額は20億4,300万円で、障害児者介護給付費等に係るものが主なものである。

議案第174号平成24年度相模原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、補正額は5,000万円である。

議案第175号平成24年度相模原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、補正額は1,500万円である。

議案第176号平成24年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算（第1号）は、補正額は1,800万円である。

14ページ、議案第177号平成24年度相模原市一般会計補正予算（第5号）については、緊急経済対策に係る一般会計補正予算で、補正額は7億7,200万円となる。

次は、本市では初めてだが、諮問第1号異議申立てに関する諮問について、一般の退職手当の全部を支給しないこととした処分に対する異議申し立てが出ており、その申し立てを棄却することについて、地方自治法の規定について、議会に諮問されるものである。

本件の概要についてだが、公然わいせつ事件を起こして懲戒免職になった職員が、退職手当が全部不支給となったことに対して、異議申し立てをしているものである。以前、議員の皆様にも情報提供させてもらっているが、公然わいせつの容疑によって逮捕されて、停職6カ月の処分を受け、その復帰からわずか2カ月で3件の公然わいせつ事件を起こしたということで、それらの行為によって、本年7月に懲戒免職処分を行って、職員の退職手当に関する条例に基づいて退職手当等の全部不支給を行ったものだが、この処分の取り消しを求める異議申し立てがなされているものである。

この異議申し立ての理由としては、処分の前提となったこれらの事件というのは、当該の職場環境に原因があった。職場での気疲れなどの病気によるものである。そういった病気によらなければ、こういった事件を起こすことはなかったということで、その事実関係を十分調査した上で処分をしてほしいという異議申し立てである。

これに対して、市の棄却するという判断としては、退職した者の行為の内容、程度によって、退職手当等の全部または一部を支給しないことができる旨——できる規定だが、公務員にふさわしくない行為として、市民の信用を失墜したということから、退職手当等の全部を支給しない処分は妥当であるという見解で、これを棄却することの妥当性について、議会に諮問されるものである。

この議会への諮問に関しては、本市では初めての案件で、地方自治法の規定で、給与等の異議申し立てがあったときは、市長は、議会に諮問して決定しなければならない。議会は、諮問のあった日から20日以内に、それについて意見を述べなければならないという規定があり、この案件に関しては、そういったことでは期限があることから、後ほど定例会の日程について説明するが、12月定例会初日に市で諮問を行って、その後、質疑、総務委員会に付託させてもらって、初日本会議終了後に総務委員会を開催して、審査してもらおう。その結果について、代表質問・個人質疑の後、委員長報告をさせてもらって、採決をお願いできればと思う。諮問から20日以内という期限があるので、そういった日程で、お願いできればと思っている。

報告第24号から第27号は委任専決事項に基づく専決処分を行ったもので、報告第24号専決処分の報告について、相模原市暴力団排除条例の一部を改正する条例については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正に伴い、条例上の法の引用条項を改めるものである。

報告第25号専決処分の報告について、工事請負契約（津久井広域道路（仮称）荒匂大橋新設工事）については、4,500万円の増額となるものである。変更の理由の主なものとしては、地盤を掘削したところ、想定以上の大きな玉石が出てきたことから、工法を変更する必要が出てきた。それによって大きな重機が必要になって、交通誘導員の増員が必要になっ

たと伺っている。

報告第26号専決処分の報告について、訴えの提起についても初めてのケースである。市営住宅使用料及び駐車場使用料を滞納した者及びその連帯保証人に対して、滞納金額17万5,400円の支払いを求める訴えを提起するということで、今、徴収困難債権の回収は弁護士に委託しているが、この案件は、委託の中でも解決しなかった、未解決のものと伺っている。100万円以下の事件について訴えの提起を行うというのは委任専決事項に定められているが、こういった形で訴えの提起を起こすのは、今回が初めての適用と伺っている。

報告第27号専決処分の報告については、損害賠償額の決定に係るもので、交通事故に係るものが3件、道路管理に係るものが1件、合計4件について、専決処分を行ったものである。

その下の付議予定案件だが、条例は、相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、相模原市手数料条例の一部を改正する条例についての2件がある。

あと、人事が4件あって、人事委員会委員の選任についてが1件、人権擁護委員の候補者の推薦についてが3件である。

15ページをお開きいただきたい。議員提出議案の予定がされており、相模原市議会事務局設置に関する条例の一部を改正する条例について、一部改正を行うということで、現状では議会事務局は部相当だが、それを局相当の組織に移行することに関するものである。これについては、これから、代表者会議で協議してもらおう予定になっている。

請願・陳情については、現在、5件出されている。

監査報告については8件、うち、まだ1件が未配付なので、整理され次第、また配りたいと思う。

12月定例会日程案ということで、資料3をごらんいただきたい。

初日、11月19日は、提案理由の説明になる。3ページをごらんいただきたい。先ほどから申し上げている異議申立に関する諮問についてということで、議案の提案説明が終わった後に、これに関して諮問を受けて、質疑の後、総務委員会に付託となる。本会議終了後、総務委員会を開催して、審査してもらえればと思う。

4 ページ、2 日目だが、代表質問・個人質疑になる。

予備日もあるが、6 ページをお開きいただきたい。代表質問・個人質疑が終わった段階で、諮問第 1 号に関して総務委員会の審査報告を行い、採決をお願いしたいと思う。その後、人権擁護委員の推薦、市選挙管理委員の選挙、市選挙管理委員補充員の選挙を行わせてもらう。その後、陳情について、各常任委員会に付託する。

3 日目、4 日目、5 日目は、一般質問である。

6 日目、最終日は、委員長報告の後、採決までお願いできればと思っている。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。

市民連合。

○小林（正）委員 多分、後で配付されると思うが、諮問の異議申し立ての原本そのものの写しを我々が入手しないと、本当に職場環境という言葉で——当然、総務委員会でも資料が配付されると思うが、その辺は、どういう予定になっているのか。（「原本」と呼ぶ者あり）原本というか、要するに、異議申し立ての写しである。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 議案の形ではなくということか。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 資料として。要するに、職場環境云々というのは、向こう側の異議の一つの理由だと思うが、それだけでは抽象的で、職場環境の具体的な内容はわからない。この諮問を議論する本会議の前に、当局は入手しているわけだから、この議案と一緒に、それを配付してもらわないことには、公文書だから公開したって一つもおかしくないと思うので、それはぜひ早急にももらわないと、具体的な異議の内容というのが、もし、今の説明だけで議論してくれというのはのだったら、何とも言いようがないところがあるので、こういったものは、やはり議会にも責任が伴うわけなので、ぜひ、資料をもらえればと思う——ついているか。それならいい。まだ見ていないので済まない。だったら、いい。失礼した。

○沼倉委員長 他に発言はないか。——

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

次に、（６）一般質問通告者数、順位についてを議題とする。

初めに、各会派の１２月定例会の通告者数を伺う。

新政クラブ。

○小野沢委員 ８名でお願いします。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会。

○小池委員 １２月は５名である。（「１２月、３月をセットで決めている」と呼ぶ者あり）

○沼倉委員長 それでは、もう１回戻る。

新政クラブ。

○小野沢委員 ８人、８人である。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会。

○小池委員 ５人、５人である。

○沼倉委員長 公明党。

○栄委員 ４人、４人である。

○沼倉委員長 日本共産党、お願いします。

○大田委員 ２人、２人でお願いします。

○沼倉委員長 市民連合、お願いします。

○小林（正）委員 ２人、１人である。

○沼倉委員長 みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 １人、２人でお願いします。

○沼倉委員長 無所属の市川議員。

○市川議員 ゼロ、１でお願いします。

○沼倉委員長 五十嵐議員。

○五十嵐議員 １、ゼロでお願いします。

○沼倉委員長 臼井議員。

○臼井議員 ゼロ、１でお願いします。

○沼倉委員長 それでは、１２月定例会２３名、３月定例会２４名と
いうことで確認させてもらった。

通告者数が確認できたので、日ごとの質問者数について、協議をお願い
する。

何か意見、発言があったら願います。

新政クラブ。

○小野沢委員 23名ということなので、9名、9名、5名でどうか。

○沼倉委員長 今、新政クラブから9、9、5という数字が出た。私の腹案としても9、9、5がいいと思うが、皆さん、どうか。――

特に異議がなければ、このように確認させてもらう。

日ごとの質問者数が確認できたので、通告順位について協議をお願いします。

新政クラブ。

○小野沢委員 人数が多いので、先に願います。1番、5番、8番、11番、14番、18番、20番、23番。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会、願います。

○小池委員 とりあえず、1番、6番、12番、16番、21番。

○沼倉委員長 公明党、願います。

○栄委員 2番、7番、13番、22番。

○沼倉委員長 共産党、願います。

○大田委員 10番、15番。（「同じ日だ」と呼ぶ者あり）

○沼倉委員長 同じ日でいいのか。（「はい」と呼ぶ者あり）

市民連合、願います。

○小林（正）委員 3番、19番。

○沼倉委員長 みんなのクラブ、願います。

○小林（倫）委員 10番。

○沼倉委員長 無所属の五十嵐議員。

○五十嵐議員 17で願います。

○沼倉委員長 それでは、重なっているところが1番と10番、まず1番から、新政クラブと民主・新無所属の会が重なっている。

新政クラブ。

○小野沢委員 9月定例会のときに民主・新無所属の会が1番でやっているの、できたら今回、私どもに譲ってもらえればと思う。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会、いかがか。

○小池委員 済まない。私どもも、前は前回、今回は今回で1番で

やりたいという強い希望の方がいるので、今、なかなか調整が難しいという感じである。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○小野沢委員 気持ちはわかるが、ひとつ調整してもらえればと思う。私どもも、なかなか動かせる人でないので、ぜひ理解してもらえればと思う。

○沼倉委員長 それでは、10番に移る。共産党とみんなのクラブが重なっている。どちらかの日にかわってもらうわけにはいかないか。

みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 とりあえず、10番のままでお願いします。

○沼倉委員長 共産党、いかがか。同じ日に2人という、その辺（「10番で」と呼ぶ者あり）とりあえず10番ということで。

みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 質問順というのは、当初、バランスを見て決めるという合意をされたはずなので、同じ日に同じ会派が2名質問するというのは、バランス的に極めて悪いのではないかと思うので、そこは、むしろ譲ってもらう方が、結論的には正しく導かれるかと思っている。

○沼倉委員長 どう計らったらいいか。例えば、休憩をとって、相談して結論が出るのであれば、そうしたいと思うが、このために改めて議運を開くということになると、いかがかと思う。

では、暫時休憩する。

午前10時18分 休憩

午前11時05分 開議

○沼倉委員長 再開する。

先ほどまで、1番と10番が重なっていた。協議してもらったので、調整の結果を報告してもらう。

みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 10番を希望していたが、9番に変更させてもらう。

○沼倉委員長 あと1番、新政クラブと民主・新無所属の会が重なっ

ていたが、どのような結果になったか。

民主・新無所属の会。

○小池委員 まず、移動させてもらいたい点が1点あって、6番を4番に移動させてもらいたい。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 私どもは、3番を6番に移動させてもらえればと思う。

○沼倉委員長 公明党。

○栄委員 私どもは、2番を3番に変更させてもらいたいと思う。

○沼倉委員長 新政クラブ。

○小野沢委員 9月と同じように、1番から2番に移動をお願いします。

○沼倉委員長 これで重なっているところはない。調整に協力してもらって、ありがとうございます。

それでは、事務局に確認をお願いします。

議事課長。

○河本議事課長 それでは、読み上げさせてもらう。

1番民主・新無所属の会、2番新政クラブ、3番公明党、4番民主・新無所属の会、5番新政クラブ、6番市民連合、7番公明党、8番新政クラブ、9番みんなのクラブ、10番共産党、11番新政クラブ、12番民主・新無所属の会、13番公明党、14番新政クラブ、15番共産党、16番民主・新無所属の会、17番五十嵐議員、18番新政クラブ、19番市民連合、20番新政クラブ、21番民主・新無所属の会、22番公明党、23番新政クラブ。

以上である。

○沼倉委員長 ただいま事務局より報告があったが、いいか。――

確認がなされたので、そのように決定する。また、各会派の通告者の氏名について、後日で結構なので、事務局まで提出してもらうようお願いする。

次に、（7）その他に入る。

事務局から説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 それでは、その他ということで、まず1つ目、部会の開催である。協議日程をごらんいただければと思う。

部会については、文教を除いた4部会が予定されており、まず、総務部会が1件、民生部会が4件、環境経済部会が3件、建設部会が1件ということである。

続いて、議員派遣について説明させてもらう。資料5をごらんいただきたい。

今回、税財政関係特別委員会の党派別要望運動ということで4件ほど入っており、1番目が自由民主党、2番目が日本共産党、3番目がみんなの党、4番目が社会民主党ということで、それぞれ日にちが定まっており、派遣議員については、今、調整中ということである。

裏面だが、5番目として、県央八市議会議長連絡協議会議員合同研修会ということで、厚木市で1月28日に開かれるもので、県央地区の市議会との合同研修ということで、全議員が対象となっている。

6番目については、前回の議運で協議してもらったはたちのつどいの来賓祝辞ということで、1月14日に行われるはたちのつどいに、正副議長に加えて、民生委員会の関山委員長の派遣を依頼するものである。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。――

ないので、以上でこの件について終わる。

3月定例会の仮案について、事務局から説明させる。

事務局長。

○佐藤議会事務局長 3月定例会の仮案について説明する。資料6をごらんいただきたい。

3月定例会は、2月19日から3月22日まで、会期32日間である。2月19日が本会議初日である。27、28日が代表質問・個人質疑、3月4日から3月8日までは各常任委員会である。18、19、21日の3日間が一般質問で、3月22日の最終日に、本会議、議会運営委員会である。備考欄にあるように、代表質問・個人質疑の通告期限が本会議初日の翌日、3月20日の午後5時、一般質問の通告期限については、3月11日午後3時である。3月定例会のための議会運営委員会を2月13日午前

9時30分から予定している。なお、通常の3月定例会と比べると、若干早目の日程になっているが、市長部局と調整した結果、このような日程でお願いしたいということである。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いする。――

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

市民連合。

○小林（正）委員 申しわけない。先ほどの私の発言で、諮問第1号の資料があるものとして納得していたが、よく見ると、いわゆる説明だけの概要だったので、要するに、もう少し詳細にわかるような本人からの異議申立書そのものを議会へ提供してもらうように、ぜひ取り計らってもらえればと思う。事務局でも照会しているみたいだが、これが終わってしまうと、出す出さないは自由ということになってしまうので、少なくとも、これは議会の執行部が一つの判断を示したことだが、今度、諮問された以上、議会は半分の責任があるので、やっぱり、武器対等ではないが、本人からの申し出を詳細に検討した上で議論しないと、市民の付託に答えられないということになるので、そこだけはぜひ――というのは、皆さん、新聞で御存じだと思うが、藤沢市かどこかの課長が、若年性の認知症で窃盗で解雇された。ところが、労災認定されて、今、復職して、処分そのものが撤回されたような形になって、もし、職場環境ということが理由で、それなりの言い分があれば――もちろん、言い分が納得できるかどうかは別問題だが、我々も、少なくともそれを見て諮問を議論しなければいけないと思うし、そもそも、執行部からのそういった資料提供が予定されないで諮問されること自体、私は議会としてはいかななものかというのが強いが、それは言ってもしょうがないので、もちろん、情報公開的なものになるので、個人のプライバシーに配慮しながら、かといって、全く資料がないということ自体、むしろ執行部は積極的に資料提供しなければ、諮問する理由が見当たらなくなってしまうので、ぜひ、議会運営委員会においても、その辺の取り扱いを議論してもらえればと思う。出してくれるように議運として要求するという確認をしてくれればそれでいいし、これはいろいろ見方があるかもしれないが、よろしく願います。

○沼倉委員長 今、市民連合から、資料の提供という話があった。皆さん、どのように考えるか。意見があったら願います。

新政クラブ。

○阿部委員 当然、中身とか、資料とか、どのような異議申し立てがあったとかはこちらで調査するので、その辺に関する資料を公的に議運でという話で、事務局でも照会しているという発言があったので、今、事務局で対応等しているところがあれば、確認させてもらいたい。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 先ほど市民連合からそういう話があったので、一応、担当の総務法制課に問い合わせはしているが、今、上の者がいろいろな準備でいないので、下の者には、そういった話があるということで伝えている。議運の総意ということになれば、正式に総務法制課に伝えたいと思う。対応をどうするかは総務法制課に答えをもらっていない状況である。

○沼倉委員長 いずれにしても、議運の中では、資料の提供を求めるという確認だけするということでいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、そういうことで願います。

—————◇○◇—————

意見書について

○沼倉委員長 意見書についてを議題とする。

初めに、8月9日の議運で持ち帰りとなっていた2020年オリンピック・パラリンピック競技大会日本招致の協力について、各会派から意見を伺いたい。

新政クラブ。

○小野沢委員 東京都での開催ということで、基本的には日本で開催だが、現在、東京都知事が辞職して、次期の知事がどういう考えをするかはさておいて、いずれにしろ、東京都がやるということについては間違いないのだろうと思うし、私どもは基本的には進めるということだが、選挙結果が出るまで、もう少し様子を見たらという状況である。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会。

○小池委員 私どもも、今、新政クラブが言われたとおりで、時期を

もうちょっと見させてもらいたいと思っている。

○沼倉委員長 公明党、お願いします。

○栄委員 私どもも同じである。オリンピック招致に関しては推進だが、しばらく様子を見た方がいいのではないかという気持ちでいる。

○沼倉委員長 共産党、いかがか。

○大田委員 同様に、様子見が一番いいのではないかと思う。

○沼倉委員長 市民連合、いかがか。

○小林（正）委員 皆さんの言われるとおり、知事のリーダーシップのもとに、これを推進しようというのが強かったような印象があるので、少し留保して様子を見る、これが一番いいのではないかと思う。

○沼倉委員長 みんなのクラブ、いかがか。

○小林（倫）委員 状況を見るということで同意する。

○沼倉委員長 皆さんの意見は、様子を見ようということで、様子見ということは、継続ととらえていいと思う。

では、この件については、継続ということで確認させてもらう。

次に、前回の議運で持ち帰りとなっていたオスプレイの飛行訓練に関する件について、各会派から意見を伺いたい。

この件に関しては、共産党から案文が出ている。まず、皆さんに意見を聞く前に、案文を配付した方がいいか。――

まず、どう扱うかの確認を先にする。

新政クラブ。

○阿部委員 案文も出ている会派があると承知しているので、基本的には、安全保障の話についてはまた別だが、市民生活に影響のある部分、市民の不安にはこたえなければいけない。また、厚木基地ということで騒音の問題もあるので、その観点からは意見書を出すことはやぶさかではないし、全会一致で協力できる部分は進めたいと思うので、案文がある部分については、持ち帰りたいと考えている。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会。

○小池委員 私どもは、前回から主張させてもらったように、オスプレイの安全性とか、政府にしっかりやっていってもらえるという前提で話をした。ただ、共産党から、そのような意見の中で案文が出ているという

ことであれば、一旦持ち帰って協議をさせてもらいたいと思っている。

○沼倉委員長 公明党、いかがか。

○栄委員 私どもも案文をつくってきたので、委員長の計らいがあれば、皆様に配付してもらえればと思う。

○沼倉委員長 共産党、いかがか。

○大田委員 共産党としては、オスプレイ意見書の採択は賛成なので、ぜひとも案文を吟味してもらって、提出できるようにお願いしたいと思う。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 基本的には採択の方向でお願いできればと思うが、内容については、新政クラブから、市民レベルということであったし、たまたまその関係では、市から議員の家庭にファクスが来ていた。それを基調として、できれば、それぞれ会派で案文があるとすれば、配付はやぶさかではないが、委員長、副委員長でまとめて案文をつくってもらって、次回、議論していくというやり方がスムーズに進むのではないかと思うので、よろしくお願いします。

○沼倉委員長 みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 案文を見て、検討させてもらえればと思う。

○沼倉委員長 皆さんの意見は、出すということで方向性は一致していると思う。また、案文については、持ち帰って検討するという意見もある。今、共産党から案文が出ているし、それから、公明党が案文を用意しているということなので、公明党の案文も、コピーして皆さんに持ち帰ってもらうということでいいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

皆さんのお手元に、2枚の意見書案が出されている。先ほど市民連合が正副でということも言われたが、せっかく案文が出ているので、まず、これを皆さんで検討してもらって、その中で意見を持ち寄って、さらにそこで取りまとめをという話になれば、そのようにしたいと思うが、今の段階では、まず、これを皆さんで協議してもらう方向でいきたいと思う。

それで、これの取りまとめの日程だが、時間をつくって、議運を開かなければいけないと思う。その日程をどのようにしたらいいか。11月29日に議運を開くときでいいか。（「意見書の提出の時期は」と呼ぶ者あり）意見書の提出の時期は、どのようにするか。

市民連合。

○小林（正）委員 まとまれば、早い方がいいという感じはする。一刻を争うという意味ではないが、必ずしも最終日にこだわらずに、市民レベルの危惧というところに合わせれば、そう言葉じりはないと思うので、できるだけ早くまとめていった方がいい。

○沼倉委員長 いずれにしても、11月29日の議運で、話がどうまとまるか、それを踏まえて、なるべく早くということで、日程も決めなければ、まずいか。（「29日の議運だと、早くても一般質問の最後か最終日だ」と呼ぶ者あり）日程については、一般質問の最終日か、定例会最終日か……。 （「出す日程も含めて、29日に決めよう」と呼ぶ者あり）29日の段階で、提出の日にも皆さんで協議してもらいたいと思う。それでいいか。――

では、そのようにしたいと思う。



議会改革等に関する検討会中間報告について

○沼倉委員長 議会改革等に関する検討会中間報告について、事務局より説明させる。

議事課長。

○河本議事課長 それでは、資料7をごらんいただきたい。議会改革等に関する検討会協議結果中間報告書ということで、設置されている議会改革等に関する検討会の岸浪委員長から、議運の沼倉委員長に中間報告書が出されている。

中身については、1枚開いてもらって、別紙1ということで書いてある。

一番上に書いてあるように、議会改革等に関する検討会で提起された検討項目の中で協議の調ったものについては、下記のとおりである。なお、今回中間報告するものは、前回の中間報告以降に検討し、協議が調ったものについて報告するものであるということで、前回8月9日にやっている、それ以降検討した中で協議が調ったものということで、2項目上がっている。

1つ目は議会基本条例に関することで、議会基本条例については、公の

場で協議ができる特別委員会等を設置し、その中で協議を行う。

2つ目として、設置の時期については、通常、委員会設置を行う5月臨時会を待つことなく、できるだけ早く設置することという附帯意見がついている。

議会基本条例については、議会改革等に関する検討会の中で、全ての会派において、将来的につくる方向でというのは確認されているので、そういった中で、特別委員会を設置してもらいたいということである。

2つ目として、広聴・広報の強化についてということで、議会だより、ホームページの充実（広報委員会について）ということである。

議会だよりの関係だが、場の設定については、1議会だよりを発行する中で、委員会ではなく会議体のような組織を設け、体系的には議運の下部組織とする。議会だよりの作成に当たっては、素案の段階から事務局と連携を図り、編集をする。この編集については、2回程度とする意見があったということである。最終確認は従来どおり議会運営委員会で行う。その他のホームページ、広聴等については、時期を見て、ここで設置を希望している会議体で検討するということだが、委員会ではない検討する組織、会議体を設けて、それが議運の下部組織ということで、事務局と連携を図った中で、議会だよりの編集をしていく。議会改革等に関する検討会の中では2回程度が適当かという意見があったということである。

これを受けて、議運の方で、また検討してもらうことになるかと思う。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願います。

市民連合。

○小林（正）委員 1の方だが、できるだけ早く設置するということが、5月臨時会ではなくてということだから、具体的には12月定例会か3月定例会しかない。1つのやり方は、12月定例会あたりで設置して、1月ぐらいからスタートする形になるのかという感想である。

○沼倉委員長 ほかに意見があるか。

新政クラブ。

○小野沢委員 特別委員会等を設置してということだから、実際、具体的にこういう中間報告が出た中で、まずはこれを認めることの確認をし

て、あとは委員の構成とか、もろもろについては、この議運で議論をして、方向を出さないといけないだろうと思っている。まず、たたき台、案というか、今回やるのか、次回の議運でやるのか、そこら辺の協議が必要だと思う。

○沼倉委員長 今、新政クラブから話が出た。まず、特別委員会等の設置に向けて、皆さんの考えを確認させてもらう。

新政クラブ。

○小野沢委員 議会改革等に関する検討会から、こういう方向で設置をして進めろということだが、即、特別委員会をつくってしまうのか、その前に、各会派代表の作業部会みたいなものをつくって議論するのか、そういうことも含めて、特別委員会等の設置について、まず、皆さんの了解をとるのかも含めて。要は、議会改革等に関する検討会では、特別委員会等を設置して進めろということだから、まずは議会基本条例の制定をするのかしないのかについて確認するということも含まれていると思う。

○沼倉委員長 今、新政クラブからも話があったように、まず、議会基本条例の制定に向けて、方向性が決まったということで、中間報告として上がってきた。まず、議会基本条例を制定するかしないかについての確認を先に……（「条例を制定しないということはない」と呼ぶ者あり）そうですね。私は、制定するということを前提としているから、特別委員会等の設置の確認だけでいいのかと思ったが、そうではないというので。（「確認した方が早いので、先に進むために確認してほしい」と呼ぶ者あり）では、議会基本条例の制定と特別委員会等の設置の二つの確認をさせてもらう。特に異議がなければ、皆さん、確認というように判断させてもらいたいと思うが、いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、それは確認させてもらった。

続いて、この設置の時期について、何か意見があるか。

新政クラブ。

○阿部委員 中間報告で、なるべく早くということで、附帯意見もついているので、特別委員会ということだから、名称、スケジュール、構成、協議事項、我々がどのように設置するかということも含めて、きっちりと議論して、合意の上にビジョンを共有しなければいけないと思っているの

で、この辺に関しては、各会派で、たたき台になるものというか、案を持ち寄りたいと思うので、ここは1回持ち帰って、各会派から案を出し合って、しっかりと決めていきたいというように希望する。

○沼倉委員長 民主・新無所属の会。

○小池委員 今、新政クラブが言われたように、持ち帰って、たたき台を出したいと思う。

○沼倉委員長 公明党、いかがか。

○栄委員 同じである。

○沼倉委員長 共産党。

○大田委員 同じで、持ち帰りをお願いします。

○沼倉委員長 市民連合。

○小林（正）委員 同じである。

○沼倉委員長 みんなのクラブ。

○小林（倫）委員 同じである。

○沼倉委員長 それでは、この件については持ち帰ってもらって、具体的な皆さんのアイデア、案といったものを持ち寄りたいと思う。それで、これを議題とするのは、今度の29日、こんな盛りだくさんになっていいか。（「ちょっと無理だろう」と呼ぶ者あり）いつにするか。（「最後の議運でいいのではないか」と呼ぶ者あり）

皆さんから意見が出た。早くという附帯意見がついてはいるが、12月定例会中には、なかなか無理かと思う。定例会終了後、なるべく早目に議論したいと思うが（「最後の議運からスタートしてもいいのではないか」と呼ぶ者あり）今、正副委員長の中では12月20日という話が出たが、そこから議論を始めるということでどうか。（「そのときには、各会派である程度」と呼ぶ者あり）そうですね。そのときに、議論ができるようなたたき台を皆さんの中で用意してもらえればと思う。いいか。――

続いて、広聴・広報の強化について、皆さん、意見はあるか。――

議会改革等に関する検討会の中では、具体的に会議体のような組織を設けという案が出ている。

民主・新無所属の会。

○森委員 言葉だけだと、特に会議体なんていう表現をしてしまうと、

なかなかわかりづらいと思うが、要は、後ほど次回の議会だよりの8面の話も出てくると思うが、これまで議会だより等を含めて、事務局が案をつくってきて、それに対して、議運は最終的に確認する場だったが、議員も広聴、広報に積極的に携わって、一緒につくり上げていこうということで、会議体というよりも検討会的なものを議運の下において、そこである程度煮詰めた中で、最終的に議運で確認してもらうという作業手順の方が効率的に進むだろうという提案だと思うが、どういう人選で、どういった頻度で、どういったタイミングでということも含めて、もし承認してもらえるのであれば、議運の皆さんに少し教授してもらいたいということで、とりあえず議会改革等に関する検討会としては、そういったあり方を結論として出したと思っている。

○沼倉委員長 今、民主・新無所属の会から、議会改革等に関する検討会のメンバーということで、補足の説明も含めて、考え方を示されたが、いかがか。

新政クラブ。

○小野沢委員 この件についても、難しい言葉が使っているから、会派からメンバーをどのように出すのか、そこら辺の議論をして、12月20日の議運で方向づけをしたらいいと思う。そういう方向で願います。

○沼倉委員長 今、新政クラブから具体的な提案があった。特に異議がなければ、そのように取り計らいたいと思うが、いかがか。――

では、そのように取り計らう。

—————◇○◇—————

議会だより第180号の編集内容について

○沼倉委員長 議会だより第180号の編集内容についてを議題とする。

事務局より説明させる。

政策調査課長。

○渋谷政策調査課長 資料8をごらんいただきたい。さがみはら市議会だより第180号の発行は2月1日を予定しているが、8ページの記載内容が確定していないので、事務局の案として、6月定例会特別委員会の

行政視察報告を記載させてもらった。平成24年度の常任委員会の行政視察を8ページに載せさせてもらえればということで、5つの常任委員会と議会運営委員会の行政視察ということで、全部で6項目を記載させてもらえればと考えている。

○沼倉委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったらお願いします。――

ないようなので、事務局の説明のとおり決定する。

————◇○◇————

その他

○沼倉委員長 その他を議題とする。

何か発言があったらお願いします。

新政クラブ。

○阿部委員 陳情が追加で2件出ていると思うが、その取り扱いについて、今後どのようになるのか、事務局に確認したいと思う。

○沼倉委員長 議事課長。

○河本議事課長 この議運開催中に受理したということで、今、議長から書類をもらった。

2件あって、1つは、拙速な人権委員会設置法案の制定に反対する意見書についての陳情、上程する場合、多少変わってくるが、原文はこういった形になっている。

もう一つが、尖閣諸島の実効支配を推進するための法整備を含めた対応を求める意見書提出に関する陳情ということである。

最終確認するが、今見た範囲では、もし付託するとすれば、総務委員会かと思われる。

○沼倉委員長 以上の説明でいいか（「はい」と呼ぶ者あり）

他に何か発言があったらお願いします。

事務局長。

○佐藤議会事務局長 日程の関係だが、11月28日の代表質問・個人質疑の関係で、どの程度、質問通告があるかわからないが、29日が予備日になっている。ただ、29日は、先ほど皆さんに協議してもらったよ

うに、本会議終了後に議運を開催したいということもあるので、状況を見ての話になると思うし、個人質疑にまで入るかどうか分からないが、28日は遅い時間帯まで会議をしてもらうような状況になるかもしれないので、一応、御承知おきいただきたい。

○沼倉委員長 他に。

議事課長。

○河本議事課長 2件ほどあり、きょうも新聞とかに出ているが、衆議院の解散の関係がいろいろ取り沙汰されていて、まだ、どうなるとも答えが出ていないが、仮定の話として、定例会会期中に解散があった場合は、基本的には選挙の執行に必要な補正予算の議決が必要となることから、今定例会中に、もう1件、補正予算の議決をお願いすることになると思う。例えば、きょうの新聞などを見ても、22日解散とか、30日解散とか、いろいろ案が出ていて、もちろん解散するかどうか分からないし、解散するとしても、いつになるかわからないが、22日とか30日だと定例会中になるので、どこかで議決するなり、そういった手続が必要になってくるので、最悪の場合、本会議の日程がないときに、委員会と日程が重なっていれば本会議を開催することも考えられるので、その辺は、最終決断が出た段階で協議してもらえればと思っている。

あと一つ、中学校の社会科の副読本、私たちの相模原の中に議会の関係の章があって、本会議の写真が写っているが、その写真が古くなっている。ここで改訂するということで、新しい写真に差しかえさせてもらえればと思い、定例会初日に、記者席から写真を撮らせてもらえればと思っている。

あと一つ、先ほど言い忘れたことがあって、議員派遣の関係だが、今回、大都市財政の関係で、11月21日、22日と予定が入っている。通常、議員派遣は最終日になるが、定例会初日に、議員派遣の関係で簡易採決をお願いできればと思う。

○沼倉委員長 そのほかに、何か発言があったらお願いします。――

では、私から1点。一般質問の通告の日程調整をさせてもらった。通告期限の最終日に通告の殺到というのは若干避けられたのだろうと思うが、引き続き、今議会も、通告期限の最終日にどっと通告が来て、事務局の事務手続に支障が出るようなことがないように協力してもらえればと思う。

あくまでも通告期限だから、それ以上のことは言わないが、そういうことを少し念頭に置いて、協力してもらえればと思う。

議事課長。

○河本議事課長 先ほど議員派遣の関係を言ったが、1件落ちていた。申しわけない。

はたちのつどいの関係で、正副議長に加えて関山民生委員長という話をしたが、本来であれば野元副議長を入れるべきであったものが、手違いで落ちていた。口頭では正副議長に加えてということで話したが、書類上、本来はここに記載すべきものなので、副議長も含めて、議運の皆様におわびする。

○沼倉委員長 いいか。（「はい」と呼ぶ者あり）

以上で、その他を終わる。

次回の議会運営委員会は、11月29日代表者会議終了後に開会する。

以上で議会運営委員会を閉会する。

午前11時57分 閉会